

「学校いじめ防止基本方針」

市川市立菅野小学校

1. いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、また他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが身体に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。（いじめ防止対策推進法第2条の規定による）

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

2. いじめ防止の施策

(1) いじめ防止の基本方針

① いじめの未然防止

(基本的な考え方)

- いじめとはどの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

(措置)

- 「学校いじめ防止基本方針」を保護者に周知する。
- 「いじめ防止対策委員会」を適宜開き、児童の実態について確認・共有する。
- 差別的な発言や児童を傷つける発言等教職員の不適切な発言や体罰は、いじめを助長することもあるので、厳に慎むこと。（LGBTQ や発達障害についての理解を深める）
- 児童の自発的な活動を支援する。

学級の実態に基づき、道徳や学級活動等で、いじめ等に関する指導を行う。また、インターネットモラルの学習を適宜行う。

② いじめの早期発見

(基本的な考え方)

- いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から積極的に認知し、いじめ防止対策委員会で情報の共有を図る。

(措置)

- 6月、11月、2月の年間3回のアンケート調査を実施することで、いじめの実態把握に取り組み、積極的に認知をする。認知した場合は速やかに教職員間で情報の共有を図る。
- 児童、保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

③ いじめが発生した際の対処

(基本的な考え方)

- いじめの発見、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- 被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。

(措置)

- いじめの発見、相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学年の教職員や管理職に伝え、直ちに情報を共有する。
- 組織を中心に、いじめの事実の有無を確認する。
- 事実確認の結果を被害・加害児童の保護者に連絡する。
- 犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- いじめられた児童、保護者へは、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、いじめられた児童の安全を確保する。
- いじめた児童へは、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向けた指導を行う。
- いじめた児童の保護者へは、いじめの事実を納得の上、以後の対応についての協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除するように書き込み者に指導する。なお、書き込み者が不明な時、児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄の警察署等に通報し、適切に援助を求める。

(2) いじめ防止の組織

① 名称及び組織構成等

(名称)

「いじめ防止対策委員会」

(構成員)

- 学校基本方針の策定、周知・・・全教職員
- 日常的な業務(事務局)・・・教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談、養護教諭
- 会議・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、担任、
特別支援コーディネーター、養護教諭

(役割)

- 学校基本方針に基づく取り組みの実施
- いじめの相談、通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報の収集、記録、共有化
- 会議の開催、事実関係の聴取、保護者対応

(3) 重大事態への対処

生命・身体又は財産に重大な被害が生じた疑い(児童の自殺の企図等)や、相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事案が発生した際は、次の通り速やかに連絡、報告を行う。

発見者→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長

校長→教育委員会

- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する学校いじめ対策組織を招集する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑤ 調査結果を踏まえ、教育委員会指導の下、いじめ問題の解決に向けて必要な措置を講ずる。

(4) 公表、点検、評価等について

(基本的な考え方)

- いじめ問題を隠蔽しない。
- 学校いじめ防止基本方針が、機能しているか、定期的に点検、評価を行う。

(措置)

- ホームページで、自校の「学校いじめ防止基本方針」を公表する。
- 毎年度、いじめに関する統計、分析を行い、これに基づいた対応をとる。
- いじめの問題への取組を、保護者、児童、教職員で評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組む。

重大事態対応フロー図

市川市立菅野小学校

いじめの疑いに関する情報

- 「いじめ防止対策委員会」（いじめ防止対策のための組織）でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有（Excelファイルを使用）
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア）「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）
 - イ）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めることが求められる。
- ※第22条に基づく「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

●調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施

- ※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

●いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

●調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長に報告）

- ※いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

●設置者の指示のもと、資料の提供など、調査に協力